

JICA 海外協力隊赴任前留意事項ウガンダ共和国添付資料
 コロナ禍におけるウガンダでの滞在に関する留意事項について

【ポイント】

- COVID-19 の感染予防/感染時対策の徹底
 - ・ 基本的な予防対策を確実に実施すること
 - ・ 疑わしい症状等が発症した場合は速やかに事務所に報告を行う事
- 行動規範の遵守
 - ・ これまでに無かった行動規範について理解・実施を徹底する事

1. 感染予防の徹底

8月末現在、ウガンダでは、国内のパンデミックの第2波が沈静化傾向にあります。

第2波では、感染者数は急激に増加し、コロナ専用病床の不足、ICU不足、酸素不足などのため、医療は逼迫した状態でした。この2波では、コロナウイルスδ株が主な原因ウイルスとなっており、死亡者数も一気に増加しました。

保健省は、ワクチンの接種を勧め、感染予防対策の徹底を呼び掛け、第3波の到来を予防すべく国民に働きかけていますが、再び感染者数が増加してくる可能性は否定できません。

ご存じの通り、ウガンダの医療事情は、新型コロナウイルスに対し万全の体制とは言い難いのが実情です。このような背景にあっては、まずは日頃の感染予防対策の徹底が何よりも重要となりますので、感染予防対策をしっかりと実施してください。

感染予防対策例)¹

- (1) 十分な手洗い、うがい
- (2) マスクの適切な着用の徹底（マスクを着けていない人との会話は避ける）
- (4) 密集・密室・密閉の回避（いわゆる3密の回避）
- (5) コロナ以外の感染症対策の徹底（マラリア対策等）
- (6) 十分な睡眠、休養といった体調管理

2. 報告の徹底

新型コロナウイルスに起因する感染症は急激に症状が悪化する症例が数多く報告されています。また、同ウイルスは感染力が非常に強いというのが特徴とされていることから、皆さん自身は当然の事ながら、配属先等の現地の方々を守るという観点からも早期に感染の有無を確認し、万が一の事態に備え必要な措置を執れるよう万全に期する必要があります。その為には、なによりもまずは皆さんからの報告が鍵となりますので、以下のような症状や懸念事項があった場合は必ず、速やかに JICA 事務所への報告をお願いします。

主な症状)²

¹ 詳しい感染予防対策は別途 JICA が作成する資料（新型コロナウイルス感染症流行歌における健康管理・安全管理について）等を参考にしてください。

- (1) 発熱
- (2) 咳、呼吸困難（息苦しさ）
- (3) 鼻水・鼻づまり、のどの痛み
- (4) 頭痛
- (5) 倦怠感（だるさ）
- (7) 味覚・嗅覚障害
- (8) 下痢
- (9) その他 諸症状
- (10) 配属先や身近な人に新型コロナ患者陽性者が発生した（又はそのような噂を聞いた）
- (11) 外国人を対象とした嫌がらせ行為等を受けた（特にコロナに関連する）

3. 感染又は感染疑い時の対応について

JICA ウガンダ事務所では当面の間、現在のウガンダの医療事情を鑑み、任地での医療機関の受診は原則行わない方針です。これは新型コロナウイルスによる感染症以外の疾患・外傷の場合でも同様となります。よって、例え軽微な症状であっても総合的なリスクを都度判断し、タクシー・レンタカー・公用車・救急車の何れかの手段でカンパラへ上京し、必要に応じて、病院、ホテル、隊員連絡所の何れかの施設にて療養又は隔離による経過観察を実施します。この際、具体的な期間につきましては、個別対応となりますので明言はできませんが、仮に PCR 検査で陰性であったとしても、少なくとも下記の期間はカンパラでの滞在が見込まれます。

- (1) 症状の発症から 8 日間が経過している、且つ、薬の服用を行わず 3 日間以上症状がでない
- (2) 濃厚接触者と判断された場合は、症状の有無に限らず 14 日間

基本的に症状等の報告を事務所が受けた場合は、その当日、ないし翌日には首都への搬送を実施します。常日頃から入院又は隔離施設での待機に備え、準備を整えてください。また、一般的な入院準備の他に以下の物品についても用意をお願いします。

- (ア) 携帯充電用のモバイルバッテリー³
- (イ) 現金⁴

なお、隔離期間中に於ける食糧や生活費需品の手配については、必要に応じて JICA が支援します（費用は自己負担）。

4. マタツの利用禁止と JICA 事務所での報告について

感染拡大の傾向が続いているウガンダ国内に於いては、感染予防策を十分に取れない懸念がある事からマタツ（含む長距離バス）の利用を原則禁止とします（都市間・都市内問わず）。都市内の移動については、基本的にスペシャルタクシー又は Uber での移動としてください。なお、今般の派遣については、新型

² 症例はあくまでも一例です。何か体調に異変を感じたら、健康管理員に相談してください

³ 新型コロナウイルスに感染し入院となった場合、隔離病棟での入院となります。この場合 JICA との通信手段は携帯電話のみとなりますので、なるべく 10000mAh 以上の充電容量の大きめの物、又は複数個持つことをお勧めします。

⁴ 隔離中、入院中の治療費や滞在費については JICA が支出しますが、食費については自己負担のケースも考えられますので、予め数日分の食費は用意しておいてください。

コロナウイルス禍での派遣となる事から、概ね月1回程度公務としてカンパラにて活動状況や健康状態について、事務所にて対面での報告業務を実施して頂く予定です。カンパラの滞在期間は1回あたり最長3泊4日までとしますので、この期間に生活必需品の調達や銀行の利用を行うようお願いいたします。前述の日数を超えてカンパラに滞在する場合には、都度、担当調整員に相談してください。カンパラまでの移動方法につきましては、必要に応じてレンタカー等の手配を行いますので、此方についても担当調整員まで相談をお願いします。

5. 隊員連絡所の利用について

隊員連絡所の宿泊については、これまで通り可能ですが、密な状況、また接触を避けるため、バスルームをそれぞれ分け宿泊定員は3名を限度としています。

共同スペースでは、必ず（ダイニング・台所等）マスクを着用してください。

連絡所は今後隊員用の隔離・療養施設としての役割も担います。よって、隊員連絡所に隔離中又は療養中の隊員が宿泊している際は、利用に制限が設けられます。隊員連絡所を利用する際は、事前に担当調整員に隊員連絡所が利用可能か確認し、許可を得て宿泊するようにしてください。また、連絡所滞在中に同施設にて隔離・療養が必要な隊員が発生した場合は、速やかに隊員連絡所からホテル等に移動をお願いします。この場合、公務での滞在であればJICAが宿泊費を支給しますが、私用や配属先の公務での滞在中の場合、宿泊費は自己負担（もしくは配属先負担）となりますので、予め留意してください。

6. 都市間の移動について

私事・公務問わず、都市間の移動については定められた範囲内⁵であれば、これまで通り、移動届を提出、事務所の承認取得後行って頂いて構いません。但し、前述の通り、マタツでの移動は感染予防の観点から禁止となっているため、それを考慮した移動計画を立案してください。なお、感染状況や治安状況の悪化によって移動制限等が掛けられた場合は、移動の不承認、また承認後に許可を取り消す場合があります。この場合、移動や宿泊のキャンセルに伴うキャンセル料等はJICAから支給できませんので注意してください。

5. 活動に於ける心構えについて

新型コロナウイルスの影響は他国と同様、ウガンダでも医療のみならず経済や教育などあらゆる分野において深刻な打撃を与えています。このような状況の中では、コロナ禍以前と同様の活動を実施することは、大きな困難が伴うものと予想されます。また、ストレスマネジメントも感染予防対策の上で非常に重要な要素の一つですが、協力隊員の皆さんにとっては任地でただ日常生活を送るだけでも、心身共に、これまで以上の大きな負荷がかかる事になると考えています。絶対に無理はせず、まずは自身で出来る範囲から少しずつ活動を進めてください。職種や要請内容には囚われず、広い視野で行動することを推奨します。些細な事でも結構ですので、何かあれば何時でも事務所に相談してください。

以上

⁵ 移動可能な範囲については、着任後のオリエンテーションにて詳しく説明します。